近畿眼科先進医療研究会会則

第１章　　名称

第１条　本会は、近畿眼科先進医療研究会と称する。
英文名は Kinki　Advanced　Ophalmological　Medical Management　Society と称する。

第２章　　事務局

第２条　本会の事務局は近畿大学医学部眼科学教室に置く。

第３章　　目的

第３条　本会は、大阪府を中心として広く近畿圏エリアに及ぶ病院、診療所に所属する医師の資質の向上を図り、社会の厚生、福祉に大きく貢献する事を目的とする。

第４章　　事業

第４条　本会は、第３条の目的を遂行するために次の事業を行う。
⑴学術講演会(年６回)
⑵研修会および、小セミナー(年２～３回)
⑶外国人に対する教育機会の増進
⑷その他、本会の目的達成に必要な事業

第５章　　会員

第５条　本会の会員は、次のとおりとする。
⑴正会員　　本会の目的に賛同して入会した医師
⑵賛助会員　　本会の目的に賛同し本会の事業に協賛して入会する医師でない個人または団体
(賛助会員はセミナーへの参加や出版物の定期受取が可能)

第６条　本会に、入会を希望する者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、初年度年会費を添えて事務局に申し込み、世話人会の承認を得なければならない。

第７条　退会を希望する会員は、退会届を事務局に提出しなければならない。

第８条　会員が次の各号の一に該当するときは、除名することができる。
⑴本会会員としての品位を著しく傷つけたとき
⑵特別な理由なく２年以上会費を滞納したとき

第９条　会員は、世話人会が別途定める、年会費を納入しなければならない。
2.　特別の必要がある場合、本会は、世話人会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
3.　会員が一旦納めた会費は、返還しないものとする。

第６章　　世話人および監事

第 10 条　本会の事業を円滑に遂行するために、会員の中から次の世話人および監事を置く。
⑴世話人７人
⑵監事１人

第 11 条　本会は、世話人の互選により代表世話人 1 名を選出する。

2. 代表世話人は、本会を代表し、会務を統括する。

3. 代表世話人の任期は 3 年とし、その再任はさまたげない。

4. 代表世話人が何らかの理由で職務を遂行できなくなった場合、世話人会が決定する者がその職務を代行する。

第 12 条　世話人は、会員の中から選出し、総会で承認する。

2. 世話人の任期は 3 年とし、その再任はさまたげない。

第 13 条　監事は、会員の名から選出し、総会で承認する。

2. 監事の任期は 3 年とし、その再任はさまたげない。

3. 監事は、本会の会計および会務を監査し、総会にて報告する。

第 14 条　世話人および監事は、無給とする。

第 15 条　本会は、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、世話人会の決議を経て、代表世話人が委嘱する。

3. 顧問は、専門的な事項について、代表世話人の諮問に応ずる。

4. 顧問の任期は、委嘱の日から次期世話人会終了の日までとする。

第 7 章　会議

第 16 条　本会の会議は、総会および世話人会とする。

第 17 条　総会は、代表世話人が毎年 1 回招集し、その議長を務める。

2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席した会員の過半数をもって決する。

第 18 条　世話人会は、代表世話人が毎年 2 回招集し、世話人、監事が出席する。

2. 世話人会は、世話人の過半数の出席をもって成立し、出席した世話人の過半数をもって決する。

3. 世話人会は、本会の運営、方針に関する重要事項について協議決定し、決定事項を実施する。

第 8 章　会計

第 19 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 20 条　本会の運営経費は、以下の収入ならびに企業等からの寄付を以ってこれに充てる。

(1)正会員および賛助会員が納める年会費

(2)臨時会費

(3)資産から生ずる所得

(4)その他(学術講演会への一般参加費など)

第 21 条　本会の収支および、資産は、代表世話人が管理し、世話人会の承認を得て、総会で前年度決算を報告する。

第 9 章　会則の変更

第 22 条　本会則は、世話人会および総会の承認により変更できる。

付則

第 1 条　本会則は、2008 年 6 月 23 日より実施される。

第 2 条　本会の年会費は、次のとおりとする。

(1)正会員 1 万円

(2)賛助会員 5 万円

第 3 条　本会は、民法の定めるところにより解散する。

第 4 条　代表世話人は、本会の事務を処理するため、事務局を設け職員を置くことができる。なお、事務局の職員は、他の職務を兼ねることができる。

第 5 条　本会則に定めのないものについては、世話人会において協議決定する。

改訂履歴　2013 年 4 月 1 日　第 5 章　会員　第 5 条　一部追加

2025 年 4 月 1 日　第 6 章　世話人および幹事　第 10 条　一部変更

近畿眼科先進医療研究会

代表世話人

日 下 俊 次

世話人

杉 岡 孝 二

野 本 裕 貴

七　部　史

岩 橋 千 春

堀田芙美香

眞野福太郎

監事

國 吉 一 樹